

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和2年6月24日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900281号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000008号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成28年12月22日の標準賞与額を12万円に訂正することが必要である。

平成28年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月22日

私は、A事業所から請求期間に賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所の賞与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)並びに同事業所から提出された請求者の請求期間に係る賞与支給明細書(以下「賞与明細書(控)」という。)及び平成28年1月から同年12月までの賃金台帳により、請求者は、請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書、賞与明細書（控）及び貸金台帳で確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年12月22日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900282号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000009号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成28年12月22日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成28年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年12月22日

私は、A事業所から請求期間に賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所の賞与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)並びに同事業所から提出された請求者の請求期間に係る賞与支給明細書(以下「賞与明細書(控)」という。)及び平成28年1月から同年12月までの賃金台帳により、請求者は、請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書、賞与明細書（控）及び貸金台帳で確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年12月22日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900288号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000010号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年2月頃から平成元年6月頃まで

私は請求期間当時、B事業所内にテナントとして出店していた「C事業所」にD業務担当として勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録が無い。勤務していたのは確かなので請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者はB事業所内にテナントとして出店していた「C事業所」に勤務していたところ、E社、請求者がF業務従事者であったと記憶する者及び請求者が「C事業所」の取引先事業所であったとするG社(現在は、「H社」)の回答並びにH社が保有するI社とA社が交わした賃貸借契約書から、当該店舗はA社が出店した「J事業所」であることが確認できる。

また、上記F業務従事者及び請求者が記憶する同僚のうち所在が判明した一人の回答から、期間は特定できないものの、請求者は、上記「J事業所」に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿により確認できる役員のうち、所在が判明した請求期間に代表取締役であった者及び取締役であった者二人に対する文書照会において、代表取締役であった者及び取締役であった者のうち一人は当時の状況等は不明である旨回答し、もう一人の取締役であった者は請求者を記憶していない上、資料を保有していない旨回答している。また、上記F業務従事者は請求者の勤務の詳細を記憶しておらず、上記同僚に照会したものの請求者の業務内容について回答

が無いため上記「J事業所」における請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記F業務従事者は、A社は厚生年金保険に加入していない旨回答している上、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、「A社」、「J事業所」及び「C事業所」が請求期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

さらに、前述の文書照会を行った3人の役員、F業務従事者及び同僚の回答からは、A社が請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたかどうか不明である。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。